

控除額の計算方法

◆生命保険料控除額の計算方法（1円未満の端数は切り上げて計算してください）

新契約（平成24年1月1日以降の契約）		旧契約（平成23年12月31日以前の契約）	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
56,000円超	28,000円（上限）	70,000円超	35,000円（上限）

※一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険に適用
※3種類の控除の合計上限額は70,000円

新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ、「新契約に基づく控除額」および「旧契約に基づく控除額」の金額の合計額（上限28,000円）になります。なお、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計適用上限額は70,000円となります。

◆地震保険料控除額の計算方法（1円未満の端数は切り上げて計算してください）

1 地震保険料控除		2 長期損害保険契約にかかるもの	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料の全額
50,000円超	25,000円（上限）	5,000円超～15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超～	10,000円（上限）	

1、2両方がある場合は、1、2それぞれの方法で計算した金額の合計額（上限25,000円）

◆配偶者控除額

（70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の場合は老人控除対象配偶者）

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円

◆基礎控除額

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

◆配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
58万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

※控除対象扶養親族には該当しません

◆特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	450,000円	110万円超～115万円以下	110,000円
95万円超～100万円以下	410,000円	115万円超～120万円以下	60,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	120万円超～123万円以下	30,000円
105万円超～110万円以下	210,000円		

※控除対象扶養親族には該当しません

税額の計算方法（税額=均等割額+所得割額）

◆均等割額（所得金額の大小にかかわらず、一定額を納めていただく税額です）

合計所得金額が一定以上	市民税均等割	県民税均等割	合計
一律	3,000円	1,800円	4,800円

※県民税の均等割額1,800円のうち800円は、琵琶湖森林づくり県民税分となります。

※個人住民税均等割とあわせて、森林環境税（国税）が一人年額1,000円課税されます。

◆所得割額（前年中の所得をもとに下記のとおり計算します）

所得金額	-	所得控除	=	課税所得金額	×	市民税率(6%)	=	算出所得割額(市民税)	-	税額控除額(市民税)	=	市民税所得割額
				県民税率(4%)				算出所得割額(県民税)	-	税額控除額(県民税)	=	県民税所得割額

※分離課税所得があるときは、特殊な計算を行う場合があります。

※課税所得金額は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨てとなります。

ご不明な点がありましたら、彦根市役所税務課市民税係までお問い合わせください。 電話番号：0749-30-6140（直通）

令和8年度（令和7年分所得） 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告書は、市民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険料の決定、所得証明書・課税証明書・非課税証明書などを発行する際の重要な資料となります。この手引きを参考に申告書をご記入の上、提出してください。（ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を税務署に提出する必要があります。）

マイナンバーカードを利用して、スマートフォンやパソコンから市民税・県民税の電子申告ができます。
市役所まで行くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません。

詳しくはこちら



彦根市で市民税・県民税申告が必要な人

令和8年（2026年）1月1日に彦根市に住所があり、次のいずれかに該当する場合（確定申告をした人は除く）
 ・営業等、農業、不動産、雑（公的年金等以外）、一時、配当（上場株式等の配当を除く）など、給与および公的年金等以外の所得がある人（給与または公的年金等の所得以外の所得の合計が20万円以下の人は確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です）
 ・給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先にご確認ください）
 ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載された控除に変更や扶養の追加がある人（ただし、所得税の還付がある人は確定申告をしてください）
 ・令和7年中に所得がなく、税法上の扶養にとられていない人

申告をしたほうが良い人

前年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて申告が必要な場合や、所得（課税）証明書の発行において申告が必要となる場合があります。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告が不要（還付申告は可能）になっていますが、公的年金等以外の所得がある場合や、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養の追加など）を受けたい場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

申告に必要な持ち物

- 源泉徴収票（ない場合は、収入のわかる書類）
 - 控除に使用する証明書や領収書（生命保険料や地震保険料の控除証明書・寄附金の受領証や領収書・国民年金の支払証明書・国民健康保険の「納付済の保険料額のお知らせ」など）
 - 身体障害者等の人はその手帳等
 - 営業等所得や農業所得、不動産所得のある人は収支内訳書（収入と経費の内容を収支内訳書に記載してください）
 - マイナンバー確認書類（下記の①、②のいずれか）の提示が必要です。郵送での提出の場合は、確認書類の写しを添付してください。
- （①個人番号カード（写真入り）、②通知カードと本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

⑬	社会保険料控除	あなたが令和7年中に支払った国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の社会保険料、または、あなたの給与や年金から令和7年中に差し引かれた社会保険料がある場合に控除が受けられます。 【必要書類】控除証明書、領収書等、納付確認書等	控除額 支払額
		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を、あなたが令和7年中に支払った場合に控除が受けられます。 【必要書類】支払った掛金額の証明書	
⑯	生命保険料控除	あなたやあなたの親族が受け取人となっている一般生命保険契約等、個人年金保険契約等、介護医療保険契約等に基づき、前年中にあなたが支払った保険料がある場合に控除が受けられます。 【必要書類】控除証明書	P4 参照
		損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料を支払った場合に控除が受けられます。 【必要書類】控除証明書	
⑰	寡婦控除	「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後、婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいること	26万円
		現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる場合に控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいること	
⑱	ひとり親控除	あなたが学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下であって、かつ、自己の勤労によらない所得（配当、利子、不動産など）が10万円以下である場合に控除が受けられます。 【必要書類】在学を証明する書類	30万円
		あなたが学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下であって、かつ、自己の勤労によらない所得（配当、利子、不動産など）が10万円以下である場合に控除が受けられます。 【必要書類】障害者認定書（障害者手帳の場合は提示）	
⑲	勤労学生控除	普通障害者 手帳3～6級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円
		特別障害者 手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級など ※右の（ ）内は特別障害者が同居の場合	
㉑	配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合に控除が受けられます。 (配偶者の年齢が70歳以上の場合には老人控除対象配偶者となります)	P4 参照
		あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に控除が受けられます。	
㉒	扶養控除	令和7年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする親族などで、前年中の合計所得金額が58万円以下の場合に控除が受けられます。	33万円
		一般扶養親族 年齢16歳以上19歳未満の方（平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方）もしくは、年齢23歳以上70歳未満の方（昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方）	
㉓	特定扶養親族	年齢19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）	45万円
		老人扶養親族 年齢70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）	
㉔	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかと同居している方	45万円
		※国外居住親族の扶養控除額について、被扶養者の年齢による区分は国内居住者と同様です。 【必要書類】親族関係書類および送金関係書類	
㉕	特定親族特別控除	令和7年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族などで、前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に控除が受けられます。	P4 参照
		令和7年12月31日（年の途中で死亡された人については死亡の日）現在、生計を一にする16歳未満の扶養親族で、前年中の合計所得金額が58万以下の方がいる場合に記入してください。	
㉖	16歳未満の扶養親族	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。	P4 参照

様式第60号(第8条関係) 令和 年度(令和 年分所得) 市民税・県民税申告書			
現 住 所		行政区番号	
1月1日現在の住 所		世帯番号	
彦根市長様 提出年月日 年 月 日		宛名番号	
フリガナ		業種または職業	
氏 名		電話番号	
性別 男 女		個人番号	
3. 所得から差し引かれる金額に関する事項			
社会保険料控除			
社会保険料控除の種類			
社会保険料控除の合計			
新生命保険料の合計			
新個人年金保険料の合計			
介護医療保険料の合計			
地震保険料の合計			
⑩ □ 寡婦控除 ◆夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後、婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ⑪ □ 離婚控除 ⑫ □ 生死不明 ⑬ □ 未帰還			
⑭ □ 勤労学生控除 ⑮ □ 車椅子使用者控除 ⑯ □ 介護者控除 ⑰ □ 障害者控除 ⑱ □ 特別障害者控除			
障害者控除			
障害者控除の種類			
障害者控除の合計			
⑲ □ 配偶者控除 ⑳ □ 配偶者特別控除 ㉑ □ 同一生計配偶者			
配偶者控除			
配偶者控除の種類			
配偶者控除の合計			
㉒ □ 扶養控除 ㉓ □ 特定扶養親族特別控除			
扶養控除			
扶養控除の種類			
扶養控除の合計			
㉔ □ 医療費控除 ㉕ □ 総合課税			
医療費控除			
医療費控除の種類			
医療費控除の合計			
㉖ □ 雜損控除 ㉗ □ 損害賠償控除 ㉘ □ 支払った医療費等 ㉙ □ 医療費控除			
雑損控除			
損害賠償控除			
支払った医療費等			
医療費控除			
㉚ □ 医療費控除 ㉛ □ 医療費控除			
医療費控除			
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)			
医療費控除の合計			
㉞ □ 寄附金控除 (申告書裏面)			
寄附金控除			
寄附金控除の申告書裏面			

ア	営業等所得	製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業などの事業から生じる所得です。 建設業のいわゆる一人親方や左官はここに含まれます。(収入金額-必要経費)
イ	農業所得	米、麦、野菜、花、果樹などの生産または栽培、酪農から生じる所得です。(収入金額-必要経費)
ウ	不動産所得	家賃、地代などから生じる所得です。(収入金額-必要経費)
エ	利子所得	公社債および国外への銀行等への預金の利子等にかかる所得です。 収入金額がそのまま所得になります。(利子所得=収入金額)
オ	配当	株式または出資の配当、剰余金の分配等による所得です。 (収入金額-必要経費(元本の取得に要した負債の利子))
力		給与 給与・賃金・賞与等の所得です。(収入金額-給与所得控除額) 「源泉徴収票がある場合」 1. 源泉徴収票の「支払金額」の金額を申告書表面(力)の欄に記入してください。 2. 所得については☆別表1より算出し、申告書表面⑥の欄に記入してください。 「源泉徴収票がない場合」 1. 申告書表面(力)の欄に収入金額を記入してください。 2. 所得については☆別表1より算出し、申告書表面⑥の欄に記入してください。 3. 申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に勤務先所在地、勤務先名、収入合計額を記入してください。
キ	公的年金等 雜	国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等の所得です。 (公的年金等の収入金額-公的年金等控除額) 1. 源泉徴収票の「支払金額」の金額を申告書表面(キ)の欄に記入してください。 2. 所得については☆別表2より算出し、申告書表面⑦の欄に記入してください。
ク	業務 ケ	シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料などの副収入による所得です。(収入金額-必要経費) 生命保険の個人年金、暗号資産取引などにかかる所得です。(収入金額-必要経費)
コ	綜合譲渡 ・ サ	土地、建物等以外の資産の譲渡所得です。 短期 (収入金額-必要経費-特別控除50万円) 長期 (収入金額-必要経費-特別控除50万円) × 1/2 一時所得 生命保険の満期返戻金などの一時的な所得です。(収入金額-必要経費-特別控除50万円) × 1/2
☆別表1		
収入金額(A)		給与所得
~650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	(A)-650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	(B)×70%～80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	(B)×80%～440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%～1,100,000円	
8,500,000円～	(A)-1,950,000円	
※(B)=(A)÷4(千円未満切捨て)×4		
【所得金額調整控除】		
次の(1)、(2)いずれかに該当する場合は、給与等所得から所得金額調整控除が控除されます。		
(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。		
(1)	対象者	給与等の収入金額が850万円を超える、次の①～③いずれかに該当するもの ①本人が特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
	控除額	(給与等の収入金額-850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする
(2)	対象者	給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超えるもの
	控除額	給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等にかかる雑所得の金額(上限10万円)-10万円
☆別表2		
受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下
年齢 65 歳以上 (昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ)	~3,299,999円	収入金額-1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円
年齢 65 歳未満 (昭和 36 年 1 月 2 日以降生まれ)	~1,299,999円	収入金額-600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額-1,955,000円